

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 26（情）第 7 号）

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書について不開示とした決定を取り消し、別表 2 に掲げる部分を除き開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成26年 8 月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 同封の新聞報道にある虐待事件（不適切な指導）に関して、福山市教育委員会が関係者に聞き取り調査を行い、まとめて報告書を作成、実施機関に提出した報告書（以下「本件請求文書 1」という。）
- (2) 同事件について実施機関が独自に聞き取り調査をしてまとめた文書（以下「本件請求文書 2」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書 1 の対象となる行政文書として、不適切な指導及び体罰（以下「非違行為」という。）を行った教諭（以下「被処分者」という。）の顛末書、校長の顛末書及び福山市教育委員会の副申を、また、本件請求文書 2 の対象となる行政文書として、被処分者、校長及び当該事件に関係する教職員等（以下「事故関係者」という。）の事情聴取記録を、本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」と総称する。）として特定の上、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年 8 月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年 9 月22日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おむね次のとおりである。

- (1) 個人の特定につながる氏名等は、黒塗り等の工夫により守られており、「特

定の個人が識別され、又は識別され得る」とする理由は意味をなさない。

(2) 既に処分はなされており、該当職員は退職しているから、「人事管理上への支障」はない。

(3) 実施機関は、開示請求の対象を「不適切な指導を行った教諭の顛末書」、「校長の顛末書及び福山市教育委員会の副申」及び「広島県教育委員会独自に聞き取り調査をしてまとめた文書について、被処分者、校長及び当該事件に関する教職員等の事情聴取記録」の3件と勝手に特定している。これらには虐待事件の具体的な事件がどんなものであったのか、また、それをどのような証言に基づいて確定したのかについて聞き取った内容が含まれていない。関係者への聞き取りとは、学校関係者だけでなく、虐待事件の被害者やその家族も含まれていなくてはならないのに、それには何ら触れられていない。

虐待事件は、加害者の処分経過が重要ではなく、虐待の事実をどう明らかにし、どのように解決していったのかが重要である。

(4) 被処分者の顛末書について

ア 個人の特定につながるという理由で不開示とするのであれば行政の無責任な対応が許されてしまう。マスコミ報道や学校での報告会も行われており、個人の特定は簡単にできることである。条例第10条第2号を理由とすることは自らマスコミに公開した時点で意味のないことといえ、欺瞞である。

イ 的確かつ詳細な状況把握ができていないのに今後に影響を与えることを心配するとは何事か。条例第10条第6号ニの「公正な」人事の確保のためにも今回の事案についてはその経過を公表すべきである。

(5) 校長の顛末書について

ア 虐待事件がマスコミ報道で明らかになったのは、校長等の虐待事件への対応のお粗末さゆえである。告発者はプライバシーにも増して許せなかったのである。今更プライバシーの侵害を言うのは遅きに失している。

イ 人事管理を虐待事件の解決より重要と考え、条例第10条第6号を引き合いに出しているだけだ。

(6) 事情聴取記録について

虐待事件の被害者は児童とその家族であることを無視している。教員や校長の処分で終わりとした県教育行政のやり方に不満が募ったために刑事告発まで行われたと受け止めるべきである。にもかかわらず、教職員を処分する時に「正確な事実関係や率直な心情の把握」ができなくなり、「的確かつ詳細な状況の把握」ができないというのは、内部に向けた論理であって、行政が被害者に対して真摯に向き合おうとするものでない。情報公開は県民に向けて行われるもので、県民の知る権利の確保や県民に説明する責務の方が内部の都合よりはるかに優先されるべきである。

(7) 情報公開の趣旨を尊重し、県民の知る権利を守り、虐待事件を繰り返さないために、実施機関の特定した3点の資料のみならず、本虐待事件に関する調査の資料を公開すべきとの決定を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 被処分者の顛末書について

被処分者の顛末書は、被処分者自らが非違行為を行った経過を報告したものである。

当該文書には、学校名、事故関係者の氏名、非違行為を行った日時、場所、被処分者の非違行為に対する心情等の情報が含まれ、部分的にでも公開した場合、被処分者又は被害児童が識別され、若しくは識別され得ることから、それらの者のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

また、当該文書は、公表を前提に作成されたものではなく、これを公表することが前提となれば、懲戒処分対象者が、自己の記述した内容が公開されることを意識して作成することとなり、そうすると、自己の記述した内容が公開されることを憂慮し、率直かつ具体的な記述を差し控えるなどして、懲戒処分に係る確かつ詳細な状況の把握が困難となり、当委員会における公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

2 校長の顛末書について

校長の顛末書又は報告書は、被処分者が非違行為を行った経過を報告したものである。

当該文書には、学校名、事故関係者の氏名、非違行為を行った日時及び場所等の情報が含まれ、部分的にでも公開した場合、被処分者又は被害児童が識別され、若しくは識別され得ることから、それらの者のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

また、当該文書は、公表を前提に作成されたものではなく、これを公表することが前提となれば、懲戒処分対象事案の関係者の率直な意見が得られず、作成者も公開されることを意識した記述をせざるを得なくなることから、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあることなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

3 福山市教育委員会の副申について

福山市教育委員会の副申は、当該非違行為に係る福山市教育委員会の意見を記載するものである。

福山市教育委員会の意見は、教員の任命権者である教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公表することが前提となれば、作成者も公開されることを意識した記述をせざるを得なくなるとと

もに、懲戒処分対象事案の関係者からの率直な意見が得られず、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあることなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

4 事情聴取記録について

事情聴取記録は、事故関係者に対し、当該非違行為について事情聴取した際の質問と回答を記録したものである。

当該文書は、公表を前提に行われたものではなく、質問内容であれ、回答内容であれ、部分的にでも公開した場合、同種の事件において、氏名は公開されなくても、誰が何を話したかが関係者にはわかってしまうことから、懲戒処分対象事案の関係者が率直かつ具体的な供述を差し控えるおそれや、事情聴取へ協力することに消極的になるおそれがある。

また、質問内容等を公開すれば、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取に係る質問内容を具体的に想定することが可能になり、自分に有利な回答を事前に準備することや、自分に不利な質問の回答を回避することも可能になり、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となるおそれがある。

以上のとおり、懲戒処分に係る確かつ詳細な状況の把握が困難となり、当委員会における公正かつ円滑な懲戒処分の執行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号に該当するものとして、不開示が適当と判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件請求は、福山市立の小学校に勤務する教諭が特別支援学級の児童に対し非違行為を行った事案について、福山市教育委員会が実施機関に提出した報告書一式及び実施機関自らが事情聴取を行い、作成した事情聴取記録である。

実施機関は、本件対象文書として、被処分者の顛末書、校長の顛末書及び福山市教育委員会の副申、事故関係者の事情聴取記録を特定した。

これに対して、異議申立人は、意見書において、実施機関が対象文書を「不適切な指導を行った教諭の顛末書」、「校長の顛末書及び福山市教育委員会の副申」及び「広島県教育委員会独自に聞き取り調査をしてまとめた文書について、被処分者、校長及び当該事件に関する教職員等の事情聴取記録」の3件に勝手に特定している旨主張する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、異議申立人の主張する「不適切な指導を行った教諭の顛末書」に当たるものが被処分者の顛末書（以下「文書1」という。）、同様に「広島県教育委員会独自に聞き取り調査をしてまとめた文書について、被処分者、校長及び当該事件に関する教職員等の事情聴取記録」に当たるものが事故関係者の事情聴取記録（以下「文書6」という。）であることを確認した。そして、異議申立人が1件の文書と主張する「校長の顛末書及び

福山市教育委員会の副申」に当たるものが校長の顛末書(以下「文書3」という。)及び福山市教育委員会の副申(以下「文書5」という。)の2件の文書であること、また、「校長の顛末書」について、前記第4の2で実施機関が「顛末書又は報告書」と説明しているように、「報告書」に該当するものとして校長の報告書(以下「文書2」という。)が存在することを確認し、このほかにも、教頭の顛末書(以下「文書4」という。)が存在することを確認した。

なお、文書4について、理由説明書に記載がないことから、当審査会において実施機関に確認したところ、文書3と同じ理由で不開示としたということであった。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書の特定について、異議申立人は、「同封の新聞報道にある虐待事件」(以下「本事案」という。)が具体的にどのような事案で、それをどのような証言に基づいて確定したのかについて、本事案の被害者やその家族からの聞き取り内容には何ら触れられていないから、本件対象文書以外にも、実施機関が作成し、又は取得した文書が存在するはずである旨主張する。

一方、実施機関は、本事案について、既に本件対象文書の中に児童や保護者からの聞き取り内容は含まれており、他に聞き取り調査をした文書は存在しない旨説明する。

実施機関の説明によれば、本事案のような体罰事案が発生した場合の事務手続として、実施機関は、まず、市町教育委員会、学校等の関係機関に対し、非違行為を行った教職員の顛末書及び教職員が勤務する学校の校長等の報告書の作成並びに被害児童等を含む関係者への事情聴取の実施等について指示し、次に、当該顛末書及び報告書の提出を受け、非違行為を行った教職員本人を始めとする学校関係者への事情聴取を行うとのことであった。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関が説明する事務手続に従って文書が作成されていた。

また、本件対象文書には被害児童や保護者からの聞き取り内容等について記載された文書も含まれていたことから、他に聞き取り調査をした文書は存在しないとする実施機関の説明に特段、不自然・不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求に係る対象文書として本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 本件対象文書の不開示情報該当性について

実施機関は、本件対象文書として特定した別表1に掲げる文書について、それぞれ同表の「不開示理由(適用条項)」欄に記載する規定に掲げる不開示情報に該当すると判断して本件処分を行っていることから、以下その該当性を検討する。

(1) 条例第10条第6号の該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

ア 文書1について

文書1は、被処分者が自ら非違行為を行った経過等について記載し、報告した文書である。

実施機関は、文書1について、非違行為の事実関係や非違行為を行った背景、心理について本人が自ら詳細に記載したもので、事実関係を把握する上で重要な情報であり、当該文書の公表が前提となった場合、被処分者が事実関係や動機等を率直かつ具体的に記載することを差し控えるなど、事情聴取に重大な支障が生じることとなる旨説明する。

確かに、文書1の内容について公にされることが前提となると、作成者本人が開示されることを意識して、ありのままの事実を率直に述べることに消極的になるおそれはあるものの、そもそも当該文書の作成は、作成者本人に弁明の機会を与えるものでもあるから、自己に都合の悪い事実を必ずしも率直に述べるとは限らず、また、事実関係の認定に当たっては、当事者を含めた関係者への事情聴取等に基づいて総合的に判断されるものであることからすると、当該文書が公にされることをもって直ちに作成者が率直かつ具体的な記述を差し控え、ひいては的確かつ詳細な状況の把握が困難となり、実施機関による公正かつ円滑な懲戒処分執行に支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、文書1に記載された情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

イ 文書2について

文書2は、被処分者が勤務する小学校の校長が関係機関に対して、被処分者の行った非違行為の経過等について報告するために作成した文書であり、本事案に係る概要、経過、児童からの聞き取り内容、課題、今後の取組等について記載された報告書本文及び添付資料により構成されている。

(ア) 報告書本文について

a 「概要」、「課題」及び「今後の取組」について

「概要」、「課題」及び「今後の取組」の記載内容について、実施機関は、非違行為を生起させた学校体制に対する反省や、それを踏まえた改善策について、包み隠さない真摯な姿勢で述べられており、当該文書の公表が前提となった場合、校長が学校体制の不備等について率直かつ具体的に記載することを差し控えるなど、事実関係の把握に悪影響を与えるとともに、被処分者への事情聴取に重大な支障が生じる

こととなる旨説明する。

当審査会において記載内容を見分したところ、「概要」には、被処分者が行った非違行為の経過、内容等の概要が時系列で具体的に記載されていることを確認した。一方、「課題」には、本事案の発生により明らかになった組織体制上の課題が、また、「今後の取組」には、再発防止に向けた改善内容がそれぞれ網羅的に記載されていることを確認した。

これらの情報は、公表するか否かによって表現や内容が左右されるものではなく、また、県政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、県民に対し説明する責務を果たすよう努めるとする条例の趣旨に鑑みれば、むしろ開示すべき情報であると認められるものであり、公にすることで、直ちに率直かつ具体的な記載が差し控えられ、事実関係の把握に悪影響が生じ、ひいては被処分者への事情聴取に重大な支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

したがって、「概要」、「課題」及び「今後の取組」に記載されている情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

b 「経過」について

「経過」に関する記載内容について、実施機関は、時系列で何があったかを示すものであり、校長などが関係者から聴取した内容で、まさに事情聴取記録といえるものであることから、これが公表されることとなった場合、関係者が事実関係や心情などを率直かつ具体的に述べることを差し控えるなど、事実関係の把握に悪影響を与え、被処分者への事情聴取に重大な支障が生じることとなる旨説明する。

当審査会において記載内容を見分したところ、確かに、教職員や保護者から聞き取りを行った経過及び聞き取り内容等が時系列で記載されており、聞き取り内容等については、公にされることが前提となると、教職員が事実等について率直に述べることをちゅうちょし、また、保護者との関係が損なわれて協力が得られなくなるなど、事実関係の把握に支障が生じるおそれがあると認められる。

しかしながら、教職員であっても被処分者からの聞き取り内容等については、懲戒処分等を受ける前提となるものであるから、被処分者がそもそも事実を率直に話したり、真実をありのままに述べたりするとは限らず、公にすることをもって、直ちに事実関係や心情などを率直かつ具体的に述べることを差し控え、事実関係の把握に支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

したがって、「経過」に関する情報のうち、被処分者からの聞き取り内容等に関する情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められないものの、被処分者を除く教職員及び保護者からの聞き取り内容等に関する情報については、同号の不開示情報に該当するもの

と認められる。

c 児童からの聞き取り内容等について

児童からの聞き取り内容等について、実施機関は、内容としては事情聴取記録といえるものであり、公表されることとなった場合、関係者が事実関係や心情などを率直かつ具体的に述べることを差し控えるなど、事実関係の把握に悪影響を与え、被処分者への事情聴取に重大な支障が生じることとなる旨説明する。

確かに、児童からの聞き取りに関しては、児童が安心して話せる環境を作ることが肝要であること、また、教職員及び児童の相互の信頼関係に基づいて実施されるのが通例であることを考慮すると、これを公にした場合、児童との信頼関係が損なわれ、児童からの協力が得られなくなるなど、事実関係の把握に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、児童からの聞き取り内容等に関する情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められる。

(イ) 添付資料のうち不祥事防止委員会の記録について

添付資料の一部である不祥事防止委員会の記録について、実施機関は、公開を前提とした記録ではないため、これを公にすると、不祥事防止委員会に参加する構成員が自由に発言することを差し控えるなど、改善のための糸口を失い、不祥事防止委員会の目的が達成できなくなる旨説明する。

当審査会において不祥事防止委員会の記録に関する記載内容を見分したところ、校務全般にわたり教職員が気に掛けている点や改善状況などが率直かつ具体的に記載された内容であることを確認した。

不祥事防止委員会の記録に関する記載内容を公にすることが前提となると、不祥事防止委員会の構成員が、公表されることを意識して、自己に都合の悪い事実を報告しなかったり、当たり障りのない記載内容にとどめたりするなど、正確な事実関係や改善状況の把握に支障が生じ、ひいては不祥事を未然に防止し、根絶するという本来の目的が妨げられるおそれがあると認められる。

したがって、不祥事防止委員会の記録に関する情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められる。

ウ 文書3及び文書4について

文書3及び文書4は、被処分者が勤務する小学校の校長及び教頭が、それぞれ被処分者の行った非違行為の経過等について、管理職の立場から報告するためにそれぞれ作成した文書である。

実施機関は、文書3及び文書4について、所属職員が非違行為を行い懲戒処分の対象となった場合に、当該所属の管理職についても管理監督責任に係る瑕疵の有無を確認する必要があるため作成させるもので、被処分者に係る勤務成績や家族状況等、被処分者の事情聴取に当たって参考となる事項が含まれていることが多くあり、公表されることが前提となった場合、管理職が事実関係を率直かつ具体的に記述することを差し控え、また、被処分者に係

る人事上の記載を差し控えるなど、管理職及び被処分者への事情聴取に重大な支障が生じることとなる旨説明する。

確かに、文書3及び文書4の内容を公にすることが前提になると、作成者が公表されることを意識して、事実関係を率直に述べることをちゅうちょするおそれはあるものの、そもそもこれらの文書は、校務をつかさどる学校の代表者たる校長及び校長を補佐する立場にある教頭の管理監督責任を問うために作成されるものであるから、自己に都合の悪い事実を必ずしも率直に述べるとは限らず、また、被処分者に係る勤務成績や家族状況等に係る情報は、通常、条例第10条第2号に規定する個人に関する情報として不開示とされるべきものであること、さらに、事実関係の認定に当たっては、当事者を含めた関係者への事情聴取等に基づいて総合的に判断されるものであることからすると、これらの文書が公にされることをもって、直ちに作成者が率直かつ具体的な記述を差し控え、ひいては管理職及び被処分者への事情聴取に重大な支障が生じる蓋然性があるとまではいえない。

もともと、文書3及び文書4に記載されている、被処分者を除く教職員及び保護者からの聞き取り内容等に関する情報については、前記イ（ア）bにおける判断と同様に、公にすることが前提になると、教職員が事実等について率直に述べることをちゅうちょしたり、あるいは保護者との関係が損なわれて協力が得られなくなるなど、事実関係の把握に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、文書3及び文書4に記載された情報について、被処分者を除く教職員及び保護者からの聞き取り内容等に関する情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められるものの、これ以外の情報は同号の不開示情報に該当するものとは認められない。

エ 文書5について

文書5は、本事案に係る非違行為について、被処分者及び被処分者が勤務する小学校から提出された文書1から文書4までの内容を踏まえて、福山市教育委員会が意見を記載し、実施機関に副申した文書であり、副申書本文及び添付資料により構成されている。

（ア）副申書本文について

副申書本文について、実施機関は、顛末書、事情聴取記録等から把握した事案の詳細に基づいて記載されており、公表されることが前提となった場合、関係者が作成する顛末書や関係者からの事情聴取の際に、関係者が事実関係などを率直かつ具体的に回答することを差し控えるなど、事実関係の把握と適正な処分決定に重大な支障が生じる旨説明する。

当審査会において記載内容を見分したところ、福山市教育委員会教育長が本事案に係る対処について参考意見を記載した部分（以下「教育長意見」という。）を除けば本事案に係る事実関係の概略が実施機関への伝達に必要な程度に記載されているに過ぎず、実施機関が本事案に関して平成26年7月11日付けで公表した記者発表資料（以下「記者発表資料」と

いう。)においても同程度の事実概要を処分理由として公表しているの
あるから、教育長意見を除いた記載内容が公にされることをもって、直
ちに関係者からの率直かつ具体的な回答が差し控えられ、事実関係の把
握と適正な処分決定に重大な支障が生じる蓋然性があるとまではいえな
い。

また、教育長意見については、体罰事案に係る副申書という文書の性格
から一般的に想定し得るものであり、当該情報が公にされることをもっ
て直ちに上記の支障が生じる蓋然性があるとまではいけない。

したがって、文書5のうち副申書本文に記載された情報は、条例第10
条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

(イ) 添付資料について

副申書の添付資料は、被害児童、保護者、教職員(被処分者、校長及び
教頭を除く。)等からの聞き取り内容(以下「被害児童等からの聞き取り
内容」という。)及び保護者会の議事録で構成されている。

被害児童等からの聞き取り内容について、実施機関は、内容としては事
情聴取記録といえるものであり、公表されることとなった場合、関係者
が事実関係や心情などを率直かつ具体的に述べることを差し控えるなど、
事実関係の把握に悪影響を与え、被処分者への事情聴取に重大な支障が
生じることとなる旨説明し、また、保護者会の議事録については、公表
されることが前提となると、保護者会に参加する保護者が自由に発言す
ることを差し控え、ひいては保護者会の目的が達成できなくなるおそれ
がある旨説明する。

被害児童等からの聞き取り内容については、前記イ(ア) b及びcにお
ける判断と同様に、公にすることが前提になると、教職員が事実等につ
いて率直に述べることをちゅうちょしたり、あるいは保護者や児童との
関係が損なわれて協力が得られなくなるなど、事実関係の把握に支障が
生じるおそれがある情報と認められるため、条例第10条第6号の不開示
情報に該当する。

また、当審査会において保護者会の議事録を見分したところ、本事案に
関する保護者の率直かつ具体的な意見等が記載されており、公にすること
が前提になると、保護者との関係が損なわれ、今後、保護者からの協
力が得られなくなるなど、事実関係の把握に支障が生じるおそれがあると
認められる。

したがって、保護者会の議事録に記載された保護者の意見等に関する情
報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められる。

オ 文書6について

文書6は、本事案の関係者に対し、非違行為について事情聴取した際の質
問と回答を記録した文書である。

このうち、被処分者及び管理監督責任を問われる可能性がある管理職への
事情聴取について、実施機関は、警察等の機関とは異なり、捜査権や鑑識

といった機能を自ら持たないため、事情聴取を通じた事実関係の把握が最も重要であり、質問内容を公表した場合、今後の事情聴取における真相解明に支障をきたすおそれがある旨説明する。

確かに、質問内容が公になれば、被処分者及び管理職が事実を述べることを拒んだり、ありのままに述べていないと思われる場合に、どのような手法で真実に係る供述を引き出していくのか、あるいは、どのような手順で真相を究明していくのかといったノウハウが明らかになるおそれがあると認められる。また、回答内容を明らかにすることについても、質問内容を自ずと推測し得るものであるから、同様のおそれがあると認められる。

そうすると、今後事情聴取を行う際に、処分の対象となり得る者が事情聴取に係る質問内容を具体的に想定し、自分に有利な回答を事前に準備することや、自分に不利な質問の回答を回避することも可能となり、正確な事実関係や率直な心情の把握が困難となるおそれがあるとする実施機関の説明は、合理性を欠くとまではいえない。

また、被処分者及び管理職を除いた教職員への事情聴取について、実施機関は、事情聴取の内容が公表されることが前提となった場合、自分が何を言ったのか被処分者にもわかってしまうことなどを理由に教職員の協力が得られなくなるおそれがあり、仮に協力が得られた場合であっても、教職員が被処分者に遠慮して事実関係や心情などを具体的に述べることを差し控えるなど、事実関係の把握のために十分な情報を得ることが困難となり、公正かつ適正な懲戒処分の執行に支障が生じるおそれがある旨説明する。

被処分者及び管理職とは異なり、本事案の当事者とまではいえない他の教職員への事情聴取については、前記イ（ア）bにおける判断と同様に、公にされることが前提となると、教職員が事実等について率直に述べることをちゅうちょするなど、事実関係の把握に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、文書6のうち、質問及び回答に関する情報は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものと認められる。

(2) 条例第10条第2号の該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員

等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報を不開示とするものである。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報等については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして不開示とするものである。

実施機関は、文書1から文書4までの各文書について、条例第10条第2号の不開示情報に該当することから不開示とした旨説明しているが、文書5及び文書6について同号の該当性を説明していない。

しかし、当審査会において文書5及び文書6を見分したところ、条例第10条第6号の不開示情報に該当すると判断した情報(以下「第6号情報」という。)を除いてもなお、同条第2号の不開示情報に該当すると推察される個人の氏名等の情報が含まれていることを確認した。

条例第3条は、条例の運用等に当たり、個人に関する情報は情報公開制度の下においても最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならない旨を規定していることから、実施機関が条例第10条第2号の該当性について説明していない文書5及び文書6に記載された情報を含め、同号の該当性について検討することとする。なお、既に前記(1)において判断した第6号情報については、同条第2号の該当性を検討するまでもなく不開示が妥当であるため検討しない。

以上を踏まえ、当審査会において本件対象文書を見分したところ、第6号情報を除き、本件対象文書に含まれる情報はおおむね次のとおり分類することができる。

- ア 日時及び場所を示す情報
- イ 文書の提出先及び表題
- ウ 学校名、校番等
- エ 教職員の所属名(学校名を除く。以下同じ。)、職名、氏名(印影を含む。以下同じ。)、年齢、生年月日及び住所
- オ 児童の氏名等
- カ 非違行為を示す情報
- キ 被処分者の勤務態度及び評価を示す情報
- ク 本事案関係教職員の謝罪、反省、決意等を示す情報
- ケ 事実行為等を示す情報
- コ 現場写真の内容

サ 研修資料等の内容

ア 日時及び場所を示す情報について

(ア) 日時について

実施機関は、非違行為が行われた日時を公にすると、被処分者又は被害児童が識別され、若しくは識別され得ることとなり、それらの者のプライバシーを侵害するおそれがあるため不開示とした旨説明する。

しかしながら、本事案における非違行為が行われた日時は、被害児童等の特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるとは認め難く、一方で、実施機関は記者発表資料により非違行為が行われた年月を公表しており、一部の非違行為については年月日まで現に公にしていることから、実施機関の主張は説得性を欠くものといわざるを得ない。

また、本件対象文書には、本事案に係る関係機関への報告日や実施機関による事情聴取の実施日時、その他事実経過を示す日時等、非違行為が行われた日時以外の日時に関する情報が含まれているが、いずれの情報も被害児童等の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものとは認められない。

したがって、日時は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

(イ) 場所を示す情報について

非違行為が行われた場所を示す情報について、実施機関は、本事案が発生した教室は構造上の特徴を有し、この特徴を含んだ当該情報を公にすると、学校が特定されるとともに、年齢、担任状況等から被害児童等が識別されるおそれがあるため不開示とした旨説明する。

確かに、当該教室の特徴を示す情報あるいは当該教室の特徴に結び付く情報を公にすると、その特徴から学校が特定され、ひいては被害児童等が識別される可能性は否定できない。

したがって、場所を示す情報のうち、当該教室の特徴を示す情報は、その特徴に結び付く情報を含め条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

また、本件対象文書には種々の場所を示す情報が含まれているが、このうち、個人の住居を示す情報や勤務先等の個人の属性が推察され得るような場所を示す情報等については、公にすると、特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることは否定できず、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

ただし、単に一般的な名称としての学校の教室名や関係機関の施設名を示すに過ぎない情報については、公にしても被害児童等の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るとは認められないため、開示すべきである。

イ 文書の提出先及び表題について

文書の提出先及び表題については、被害児童等の特定の個人が識別され、

若しくは識別され得る情報とは認め難く、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

ウ 学校名、校番等について

本事案については、非違行為を受けた関係者として特別支援学級の児童が含まれており、このことは、記者発表資料により既に公にされ、実施機関のホームページにおいても過去の記者発表資料として現に公表されていることが確認できる。

特別支援学級は少人数で構成される学級であることから、学校名あるいは校番など（以下「学校名等」という。）の学校が識別されるおそれがある情報を公にした場合、学校が特定され、ひいては被害児童等が識別される可能性は否定できない。

したがって、学校名等は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

エ 教職員の所属名、職名、氏名、年齢、生年月日及び住所について

(ア) 教職員の所属名、職名及び氏名について

教職員の所属名及び職名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであり、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものであるが、当該情報は公務員の職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）に該当するものと認められるため、同号ただし書ハにより開示すべきである。

教職員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものであるが、職員録に掲載されている教職員又は法令の規定により開示することが予定されている教職員（以下「職員録掲載教職員等」という。）の氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められるため、同号ただし書イにより開示すべきである。

しかしながら、職員録掲載教職員等のうち本事案が発生した学校の教職員（以下「本事案関係教職員」という。）の氏名については、公にすると、職員録等の他の情報と照合することにより学校が容易に特定され、ひいては被害児童等が識別されるおそれがあると認められる。

したがって、職員録掲載教職員等以外の教職員の氏名及び職員録掲載教職員等のうち本事案関係教職員の氏名を公にすることは、条例第10条第2号の不開示情報に該当する被害児童等が識別される情報を公にすることになるものと認められるため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

(イ) 教職員の年齢、生年月日及び住所について

教職員の年齢、生年月日及び住所（以下「教職員の年齢等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものと認められる。

したがって、教職員の年齢等は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ただし、被処分者の年齢については、実施機関が記者発表資料において自ら公表していることから、条例第10条第2号ただし書イにより開示すべきである。

オ 児童の氏名等について

児童の氏名並びに保護者等の氏名及び肩書等（以下「児童の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものと認められる。

したがって、児童の氏名等は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

カ 非違行為を示す情報について

非違行為を示す情報について、被処分者の児童に対する不適切な指導又は体罰は、学校における教育指導の過程、言わば公務員の職務の遂行上発生するものである。

したがって、被処分者が児童に対し非違行為を行ったことを示す情報は、職務遂行情報に該当するものと認められるため、条例第10条第2号ただし書ハにより開示すべきである。

キ 被処分者の勤務態度及び評価を示す情報について

被処分者の勤務態度及び評価（以下「被処分者の勤務態度等」という。）を示す情報について、公務員の思想や信条、心身の状況等といった公務員の職務と関係のない情報は、当該公務員の個人に関する情報としてみだりに公にされるべきではない。

一方、公務員の職務に関連した情報であっても、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴など職員としての身分取扱いに係る情報等については、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報としてみだりに公にされるべきではないから、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、被処分者の勤務態度等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ク 本事案関係教職員の謝罪、反省、決意等を示す情報について

本事案関係教職員の謝罪、反省、決意等を示す情報については、前記キと同様に、個人の人格に密接に結び付く思想や信条を含んだ個人に関する情報であり、職務遂行情報には当たらないものと認められる。

したがって、本事案関係教職員の謝罪、反省、決意等を示す情報は、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれらを不開示としたことは妥当である。

ただし、校長及び教頭の今後の学校運営や教員への指導徹底に関する決

意を示す情報については、職務遂行情報と認められるため、条例第10条第2号ただし書ハにより開示すべきである。

ケ 事実行為等を示す情報について

事実行為等を示す情報については、当該事実行為等が公務員の職務として行われたものであれば、純然たる私事にわたる情報に該当するものではないため、条例の規定により不開示とすることとされている場合等を除き、職務遂行情報として開示すべきである。

一方で、保護者等の一般私人による事実行為等を示す情報については、基本的に個人に関する情報に該当するものであり、このうち、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「個人識別情報等」という。）については、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められるため、これを実施機関が不開示としたことは妥当である。

ただし、保護者等の一般私人による事実行為等を示す情報であっても、個人識別情報等とは認められない情報については、開示すべきである。

コ 現場写真の内容について

現場写真の内容について、当審査会において見分したところ、本事案が発生した学校の教室に係る具体的な情報が含まれていた。

このため、当該情報を公にすると、その内容から学校が特定され、ひいては被害児童等が識別される可能性は否定できない。

したがって、現場写真の内容は、条例第10条第2号の不開示情報に該当する情報であると認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

サ 研修資料等の内容について

研修資料等の内容について、実施機関は、各学校のホームページに掲載されていることが多く、当該情報を公にすると、学校が特定されるとともに、年齢、担任状況等から被害児童等が識別されるおそれがあるため不開示とした旨説明する。

当審査会において研修資料等の内容を見分したところ、前記ウで判断した学校名等の情報が認められるものの、これを除けば、学校が特定され、ひいては被害児童等が識別されるおそれは回避できるものと認められる。

したがって、研修資料等の内容は、学校名等を除き条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとは認められないため、開示すべきである。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1 本件対象文書

区 分	文書名	不開示理由 (適用条項)	備 考
文書1	被処分者の顛末書	条例第10条第2号 条例第10条第6号	
文書2	校長の報告書		添付資料を含む
文書3	校長の顛末書		
文書4	教頭の顛末書		
文書5	福山市教育委員会の副申	条例第10条第6号	添付資料を含む
文書6	事故関係者の事情聴取記録		

別表2 当審査会において不開示が妥当であると判断する部分

区 分	不開示が妥当であると判断する部分
文書1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名等（学校名については、特定の学校が識別される部分をいう。以下同じ。） ・教職員（職員録掲載教職員等以外の教職員及び本事案関係教職員に限る。以下同じ。）の氏名 ・児童の氏名等 ・1枚目8行目5文字目から11行目まで ・1枚目14行目1文字目から29文字目まで ・1枚目18行目1文字目から19行目2文字目まで ・1枚目22行目1文字目から28文字目まで ・1枚目25行目5文字目から28文字目まで ・1枚目27行目7文字目から28行目14文字目まで ・1枚目29行目20文字目から33文字目まで ・2枚目1行目13文字目から2行目25文字目まで ・2枚目5行目1文字目から5文字目まで ・2枚目5行目19文字目から35文字目まで ・2枚目17行目から19行目まで ・2枚目21行目から23行目まで ・2枚目29行目から3枚目まで ・4枚目2行目から5行目まで ・4枚目6行目19文字目から7行目24文字目まで ・4枚目9行目から11行目まで
文書2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名等 ・教職員の氏名 ・児童の氏名等 ・1枚目9行目10文字目から10行目まで ・1枚目13行目36文字目から14行目20文字目まで ・1枚目15行目21文字目から46文字目まで ・1枚目16行目36文字目から17行目16文字目まで ・1枚目18行目28文字目から19行目6文字目まで ・1枚目20行目9文字目から34文字目まで ・1枚目20行目42文字目から46文字目まで ・1枚目21行目4文字目から34文字目まで ・1枚目26行目36文字目から27行目40文字目まで ・1枚目28行目31文字目から35文字目まで ・1枚目28行目39文字目から29行目21文字目まで ・1枚目31行目26文字目から32行目10文字目まで ・2枚目1行目15文字目から3行目まで ・2枚目4行目12文字目から6行目まで

- ・ 3 枚目 6 行目 19 文字目から 8 行目まで
- ・ 3 枚目 9 行目 37 文字目から 10 行目まで

4 枚目の表の左から 3 列目中,

- ・ 3 行目 14 文字目から 4 行目 12 文字目まで
- ・ 7 行目から 12 行目まで
- ・ 15 行目 5 文字目から 16 行目 10 文字目まで
- ・ 17 行目 5 文字目から 19 行目 18 文字目まで
- ・ 21 行目 7 文字目から 16 文字目まで
- ・ 28 行目から 36 行目まで
- ・ 38 行目から 40 行目まで
- ・ 42 行目

5 枚目の表の左から 3 列目中,

- ・ 1 行目から 2 行目まで
- ・ 3 行目 18 文字目から 22 文字目まで
- ・ 11 行目 16 文字目から 12 行目 11 文字目まで
- ・ 13 行目 14 文字目から 14 行目 4 文字目まで
- ・ 26 行目 16 文字目から 29 行目まで
- ・ 33 行目から 37 行目まで

6 枚目の表の左から 3 列目中,

- ・ 6 行目 13 文字目から 8 行目 1 文字目まで
- ・ 11 行目 19 文字目から 16 行目 25 文字目まで
- ・ 18 行目 16 文字目から 21 行目 14 文字目まで
- ・ 26 行目 6 文字目から 22 文字目まで
- ・ 30 行目 23 文字目から 31 行目 5 文字目まで
- ・ 35 行目 23 文字目から 36 行目 21 文字目まで
- ・ 39 行目 1 文字目から 15 文字目まで
- ・ 42 行目 7 文字目から 11 文字目まで

7 枚目の表の左から 3 列目中,

- ・ 1 行目から 6 行目まで
- ・ 7 行目 8 文字目から 8 行目 16 文字目まで
- ・ 12 行目 12 文字目から 13 行目 9 文字目まで
- ・ 14 行目 25 文字目から 15 行目 4 文字目まで
- ・ 15 行目 8 文字目から 16 行目 13 文字目まで
- ・ 23 行目 24 文字目から 25 行目 19 文字目まで
- ・ 27 行目 1 文字目から 5 文字目まで
- ・ 27 行目 9 文字目から 28 行目 13 文字目まで

8 枚目の表の左から 3 列目中,

- ・ 8 行目 15 文字目から 12 行目 16 文字目まで
- ・ 22 行目から 29 行目まで
- ・ 36 行目以降全て

	<p>9枚目の表の左から3列目中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1行目から2行目まで ・6行目14文字目から7行目9文字目まで ・14行目から16行目まで ・39行目14文字目から23文字目まで ・41行目1文字目から7文字目まで <p>10枚目から11枚目までの表の左から4列目の記載内容</p> <p>13枚目の下の表の左から2列目中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1行目15文字目から24文字目まで ・15枚目, 16枚目, 17枚目及び18枚目の図 ・20枚目2行目以降全て ・21枚目の表中, 2行目以降全て ・22枚目の表中, 3行目以降全て
<p>文書3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名等 ・教職員の氏名 ・児童の氏名等 ・1枚目8行目1文字目から28文字目まで ・1枚目10行目28文字目から11行目まで ・1枚目13行目36文字目から14行目30文字目まで ・1枚目15行目15文字目から16行目25文字目まで ・1枚目17行目1文字目から31文字目まで ・1枚目18行目39文字目から19行目28文字目まで ・1枚目21行目19文字目から23行目7文字目まで ・1枚目23行目18文字目から38文字目まで ・1枚目26行目14文字目から31文字目まで ・1枚目29行目32文字目から38文字目まで ・1枚目30行目16文字目から35文字目まで ・1枚目34行目3文字目から2枚目2行目3文字目まで ・2枚目9行目19文字目から22文字目まで ・2枚目14行目から21行目まで ・2枚目23行目19文字目から36文字目まで ・2枚目25行目27文字目から26行目10文字目まで ・2枚目26行目38文字目から27行目15文字目まで ・2枚目30行目31文字目から31行目まで ・2枚目35行目6文字目から26文字目まで ・3枚目4行目1文字目から5行目30文字目まで ・3枚目8行目1文字目から9行目39文字目まで ・3枚目14行目30文字目から20行目まで ・3枚目21行目19文字目から23行目まで ・3枚目25行目6文字目から39文字目まで

<p>文書 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名等 ・教職員の氏名 ・児童の氏名等 ・1枚目 7行目 5文字目から 8行目まで ・1枚目 15行目 10文字目から 39文字目まで ・1枚目 16行目 18文字目から 40文字目まで ・1枚目 17行目 3文字目から 33文字目まで ・1枚目 18行目 16文字目から 38文字目まで ・1枚目 19行目 10文字目から 38文字目まで ・1枚目 21行目 1文字目から 14文字目まで ・1枚目 22行目 1文字目から 5文字目まで ・1枚目 22行目 21文字目から 24行目 16文字目まで ・1枚目 24行目 28文字目から 25行目 6文字目まで ・1枚目 29行目 7文字目から 30行目まで ・1枚目 32行目 9文字目から 22文字目まで ・1枚目 32行目 36文字目から 33行目 30文字目まで ・1枚目 34行目 2文字目から 28文字目まで ・2枚目 1行目 39文字目から 2行目 22文字目まで ・2枚目 2行目 37文字目から 3行目 30文字目まで ・2枚目 9行目から 14行目まで ・2枚目 27行目 24文字目から 28行目まで ・2枚目 30行目 32文字目から 32行目 30文字目まで ・2枚目 34行目 17文字目から 36行目 2文字目まで ・2枚目 36行目 17文字目以降全て ・3枚目 1行目 1文字目から 4行目 30文字目まで ・3枚目 8行目 25文字目から 9行目 40文字目まで ・3枚目 10行目 6文字目から 44文字目まで ・3枚目 11行目 30文字目から 12行目 19文字目まで ・3枚目 14行目 12文字目から 38文字目まで ・3枚目 23行目 31文字目から 27行目まで
<p>文書 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名等 ・教職員の氏名 ・児童の氏名等 ・1枚目 7行目 27文字目から 8行目 6文字目まで ・1枚目 13行目 21文字目から 14行目 27文字目まで ・2枚目 7行目 27文字目から 8行目 2文字目まで ・2枚目 13行目 21文字目から 14行目 27文字目まで ・2枚目 17行目 28文字目から 18行目 13文字目まで ・3枚目 2行目から 5枚目まで ・6枚目の写真

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 枚目の表の左から 2 列目及び 3 列目の記載内容（表の 1 行目の記載内容を除く。） ・ 8 枚目の表の左から 2 列目及び 3 列目の記載内容 ・ 9 枚目の表の左から 2 列目及び 3 列目の記載内容（表の 1 行目の記載内容を除く。） ・ 10 枚目の表の左から 2 列目及び 3 列目の記載内容 ・ 11 枚目の表の左から 2 列目及び 3 列目の記載内容（表の 1 行目の記載内容を除く。） ・ 12 枚目の表の左から 2 列目及び 3 列目の記載内容 ・ 13 枚目 3 行目 16 文字目から 22 文字目まで ・ 13 枚目 4 行目以降全て ・ 14 枚目 6 行目から 16 枚目まで ・ 17 枚目 7 行目 4 文字目から 18 枚目まで ・ 19 枚目 2 行目 24 文字目から 31 文字目まで ・ 19 枚目から 21 枚目までの表 ・ 22 枚目 3 行目 16 文字目から 17 文字目まで ・ 22 枚目の表の記載内容 ・ 23 枚目 4 行目 12 文字目から 18 文字目まで ・ 23 枚目 5 行目 24 文字目から 27 文字目まで ・ 23 枚目 8 行目以降全て
<p>文書 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名等 ・ 教職員の氏名 ・ 教職員の生年月日，年齢（被処分者の年齢を除く。）及び住所 ・ 1 枚目から 7 枚目までの表（各表の 1 行目を除く。）の記載内容 ・ 8 枚目の記載内容全て ・ 9 枚目から 31 枚目までの表（各表の 1 行目を除く。）の記載内容（表の記載内容を成すものと認められる表外の記載内容を含む。）

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 1. 28	・ 諮問を受けた。
27. 1. 29	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 3. 4	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
27. 3. 6	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 3. 23	・ 異議申立人から意見書を收受した。
27. 3. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
27. 5. 28 (平成27年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 9. 30 (平成27年度第 5 回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
27. 10. 28 (平成27年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 11. 25 (平成27年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
27. 12. 24 (平成27年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 2. 24 (平成27年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 5. 27 (平成28年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 6. 24 (平成28年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 7. 22 (平成28年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 8. 30 (平成28年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ） ※平成 28 年 3 月 31 日まで	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美 ※平成 28 年 4 月 1 日から	広島修道大学准教授